

広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十号

広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例

広島県農林水産振興資金特別会計条例（平成二十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県農水産振興資金特別会計条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十三条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第三条第一項に規定する事業の経理は、前項の特別会計において併せて行うものとする。</p>	<p>広島県農林水産振興資金特別会計条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十二条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第三条第一項に規定する事業の経理並びに林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十三条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第三条第一項及び第二項に規定する事業の経理は、前項の特別会計において併せて行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。